

== 第2編 ==

議 会

== = == = ==

○日野町江府町日南町衛生施設組合議会定例会の
回数を定める条例

（昭和47年8月30日
条 例 第 6 号）

改正 平成4年2月25日条例第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定による、議会の定例会の回数は、毎年3回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

第2編 議会（日野町江府町日南町衛生施設組合議会の定例会の
招集時期を定める規則）

○日野町江府町日南町衛生施設組合議会の定例会の
招集時期を定める規則

（昭和47年11月30日
規則第1号）

改正 平成4年2月25日規則第1号

日野町江府町日南町衛生施設組合議会の定例会は、毎年2月、8月及び11月に招集する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

○日野町江府町日南町衛生施設組合議会委員会条例

（昭和39年9月25日
条例第6号）

改正 昭和46年11月9日条例第6号

第1章 通則

（常任委員会を設置）

第1条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員会の名称及び委員の定数）

第2条 常任委員会の名称及び委員の定数は、別表のとおりとする。

（常任委員の任期）

第3条 常任委員の任期は、議員の任期とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（特別委員会の設置）

第4条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

（委員の選任）

第5条 常任委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議にはかって指名する。

（委員長及び副委員長）

第6条 常任委員会及び特別委員会（以下「委負会」という。）に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

（委員会の委員長及び副委員長がともにないときの互選）

第7条 委員会の委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

（委員長の議事整理及び秩序保持権）

第8条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

（委員長の職務代行）

第9条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

（委員長、副委員長又は特別委員の辞任）

第10条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

2 特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。

第2章 会議及び規律

（招集）

第11条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

（定足数）

第12条 委員会は、委員の定数の半分以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第14条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

（表決）

第13条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

（委員長及び委員の除斥）

第14条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して、発言することができる。

（傍聴の取扱い）

第15条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

（秘密会）

第16条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会にはかって決める。

（出席説明の要求）

第17条 委員会は、審査又は調査のため、管理者、監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

第18条 削除

（秩序保持に関する措置）

第19条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

第3章 公聴会

（公聴会開催の手続）

第20条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第21条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否をその委員会に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第22条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるとは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第23条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（委員と公述人の質疑）

第24条 委員は、公述人に対して質疑することができる。

第2編 議会（日野町江府町日南町衛生施設組合議会委員会条例）

2 公述人は、委員に対して質疑することができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第25条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

第4章 記録

（記録）

第26条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

第5章 補則

（会議規則との関係）

第27条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月20日から適用する。

別表（第2条関係）

総務常任委員会	9名
衛生施設組合全般にわたる事項	

○日野町江府町日南町衛生施設組合議会会議規則

〔昭和62年2月20日〕
議 会 規 則 第 1 号

（目的）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第120条の規定に基づき、日野町江府町日南町衛生施設組合議会の会議に必要な事項を定めることを目的とする。

（準用規定）

第2条 会議の運営方法等は、委員会に関する事項を除くほか、事務局の所在する江府町議会会議規則（昭和62年江府町議会規則第1号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○日野町江府町日南町衛生施設組合議会事務局設置条例

（昭和39年9月26日
条例第7号）

改正 昭和46年11月9日条例第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定に基づき、日野町江府町日南町衛生施設組合議会に事務局を置く。その事務は、江府町議会事務局において行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月20日から適用する。

○日野町江府町日南町衛生施設組合議会公印規程

（昭和62年2月2日
議会訓令第1号）

（趣旨）

第1条 日野町江府町日南町衛生施設組合議会の公印については、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

（公印の種類及び保管者）

第2条 公印の名称、様式、寸法、書体、使用区分、個数及び保管者は、別表のとおりとする。

（公印の保管）

第3条 公印の保管は、保管者が責任をもって保管しなければならない。

（新調、改刻及び廃止の協議）

第4条 保管者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ議長に協議しなければならない。

（公印の使用）

第5条 公印を使用しようとする者は、決裁済みの稟議書を添え、局長の審査を受けた後、押印するものとする。

（登録）

第6条 公印を登録し、これを整理するため、事務局に公印台帳（別記様式）を備える。

（廃棄等の手続）

第7条 公印を廃棄しようとするときは、議長の許可を得て、登録を抹消し、焼却するものとする。

（告示）

第8条 公印を新調し、改刻し、又は廃止したときは、速やかに公印の名称、使用開始又は廃止の年月日及び印影その他必要な事項を告示するものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

第2編 議会（日野町江府町日南町衛生施設組合議会公印規程）

別表（第2条関係）

公印の種類	ひな形	書 体	寸 法	保管者	個数	用 途
議長の印	別図1	れい書	20 ミリメートル平方	議 会 事 務 局 長	1 個	
委員長の印	〃 2	〃	18 ミリメートル平方	〃	1 個	
議会の印	〃 3	〃	35 ミリメートル平方	〃	1 個	

ひ な 形

(1)

会	施	日	日
議	設	南	野
長	組	町	町
之	合	衛	江
印	議	生	府
			町

(2)

議	町	日
会	衛	野
委	生	町
員	施	江
長	設	府
之	組	町
印	合	日
		南

(3)

組	日	日
合	南	野
議	町	町
会	衛	江
之	生	府
印	施	町
	設	

別記様式 略

○日野町江府町日南町衛生施設組合議会の

個人情報の保護に関する条例

（ 令和5年6月2日
条 例 第 3 号 ）

改正 令和6年2月21日条例第3号

改正 令和7年2月20日条例第1号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条－第15条）
- 第3章 個人情報ファイル（第16条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止等
 - 第1節 開示（第17条－第29条）
 - 第2節 訂正（第30条－第36条）
 - 第3節 利用停止（第37条－第42条）
 - 第4節 審査請求（第43条－第45条）
- 第5章 雑則（第46条－第52条）
- 第6章 罰則（第53条－第57条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、日野町江府町日南町衛生施設組合議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。

以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

- 2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。
 - (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
 - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、日野町江府町日南町衛生施設組合情報公開条例（平成13年日野町江府町日南町衛生施設組合条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報及び仮名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 9 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 10 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 11 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。
- 12 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。
- （議会の責務）
- 第3条** 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

- 第4条** 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

- 3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- （1） 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- （2） 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- （3） 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- （4） 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第9条 議会は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に

利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- （1） 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- （2） 当該保有個人情報に第19条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- （1） 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- （2） 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- （3） 管理者、監査委員、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- （4） 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会事務局の特定の

職員に限るものとする。

- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第28条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第37条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第37条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第48条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第16条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 次条第1項、第30条第1項又は第37条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第30条第1項ただし書又は第37条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であつた者又は職員若しくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

カ アからオまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

- (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止等

第1節 開示

（開示請求権）

第17条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第47条において「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第18条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 開示請求に係る保有 개인정보가 기록されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有 개인정보를特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第19条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（1）開示請求者（第17条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第26条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

（2）開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある情報を除く。）

（3）法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第23条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第20条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、

氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第22条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第23条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第24条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第25条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に

係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

- 2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第26条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第44条第2項第3号及び第45条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第23条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第19条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第21条の規定により開示しようとするとき。

- 3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第44条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第27条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、

情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第23条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第28条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求の手数料）

第29条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

- 2 開示請求者が保有個人情報が記録されている公文書の写しの交付又は送付を求めた場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者が特定個人情報が記録されている公文書の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、当該写しの作成又は送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第30条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第37条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章

において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関し
て他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第28条第1項の他の法令の規定により
開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第47条
において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。
（訂正請求の手続）

第31条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」
という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定
するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求
に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、
訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は
提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以
下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正
を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第32条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認め
るときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当
該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第33条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定を
し、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、
訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第34条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から
30日以内にしなければならない。ただし、第31条第3項の規定により補正を求めた場

合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第35条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

- 2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第36条 議長は、第33条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第37条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると
思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措
置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供
の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により
特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して
取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又
は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個
人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個
人情報の提供の停止

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第47
条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第38条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定め、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第39条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第40条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第41条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第38条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合におい

て、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第42条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 利用停止決定等をする期限
- 2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

（審理員による審査手続に関する規定の適用除外）

第43条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第45条 第26条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第46条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第47条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第48条 議長は、議会における個人情報又は仮名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（個人情報の適正な取り扱いの確保）

第49条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（施行状況の公表）

第50条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（個人情報取扱事務の届出等）

第51条 議会は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次の事項を議長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、議長が定める事項

2 議会は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を議長に届け出なければならない。

3 議長は、前2項の規定により届出のあった事項を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、議会の職員又は職員であった者の人事に関する事務については、適用しない。

（委任）

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑

又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、日野町、江府町及び日南町の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第23条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年条例第3号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第1号）

（施行期日）

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日から施行する。

○日野町江府町日南町衛生施設組合議会の

個人情報の保護に関する条例施行規程

（ 令和5年6月2日
規 則 第 3 号 ）

改正 令和6年2月29日規則第2号

（趣旨）

第1条 この規程は、日野町江府町日南町衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年日野町江府町日南町衛生施設組合条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（個人識別符号）

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- （1）次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
 - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列
 - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - キ 指紋又は掌紋
- （2）健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- （3）船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- （4）旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項
（電磁的方法）

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第16条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第16条第2項第1号オに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第16条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

- (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第16条第2項第1号オの議長が定める数は、1,000人とする。
- 8 条例第16条第2項第1号カの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- ア 執行機関の職員又は当該職員であった者
- イ 条例第16条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
- (2) 条例第16条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 9 条例第16条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第16条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。
- （開示請求等における本人確認手続等）
- 第9条** 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。
- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
 - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第17条第2項、第30条第2項又は第37条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定の通知）

第10条 条例第23条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあつては、条例第27条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

（第三者意見照会等）

第11条 議長は、条例第26条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 条例第26条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第26条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第26条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
(電磁的記録の開示方法)

第12条 条例第27条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

- (1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は閲覧
 - (2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- (開示の実施の方法等の申出)

第13条 条例第23条第1項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第27条第3項の規定による申出は、することを要しない。
(費用負担)

第14条 条例第29条第2項の保有個人情報記録されている公文書の写しの作成及び送付に要する費用の額については、日野町江府町日南町衛生施設組合情報公開条例施行規則（平成13年日野町江府町日南町衛生施設組合規則第1号）第6条第1項及び第2項の規定を準用する。

2 条例第29条第3項の規定により、特定個人情報記録されている公文書の写しの作成又は送付に要する費用の減額又は減免を受けようとする開示請求者は、該当減免を求める事実を証明する書類を添付しなければならない。
(写しの送付に要する費用の納付方法)

第15条 写しの送付に要する費用の納付の方法は、納付書により納付する方法とする。
(個人情報の保護に関する文書の様式)

第16条 その他条例の施行のために必要な文書の様式は、次の表に掲げるところによるものとする。

様式	様式名	関係条文
様式第1号	保有個人情報開示請求書	条例第18条第1項
様式第2号	保有個人情報開示決定通知書	条例第23条第1項
様式第3号	保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書	条例第23条第2項

第2編 議会（日野町江府町日南町衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程）

様式第4号	保有個人情報開示決定等期限延長通知書	条例第24条第2項
様式第5号	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書	条例第25条第1項
様式第6号	第三者意見照会書	条例第26条第1項
様式第7号	第三者意見照会書	条例第26条第2項
様式第8号	保有個人情報の開示決定等に関する意見書	条例第26条第1項又は第2項
様式第9号	開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書	条例第26条第3項
様式第10号	保有個人情報開示の実施方法等申出書	条例第27条第3項
様式第11号	特定個人情報の開示に要する費用の減免申請書	条例第29条第3項
様式第12号	保有個人情報訂正請求書	条例第31条第1項
様式第13号	保有個人情報訂正決定通知書	条例第33条第1項
様式第14号	保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書	条例第33条第2項
様式第15号	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書	条例第34条第2項
様式第16号	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書	条例第35条第1項
様式第17号	保有個人情報提供先への訂正決定通知書	条例第36条
様式第18号	保有個人情報利用停止請求書	条例第38条第1項
様式第19号	保有個人情報利用停止決定通知書	条例第40条第1項
様式第20号	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書	条例第40条第2項
様式第21号	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書	条例第41条第1項
様式第22号	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書	条例第42条第1項
様式第23号	諮問をした旨の通知書（審査請求人等）	条例第44条第2項

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「日野町江府町日南町衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年日野町江府町日南町衛生施設組合規則第3号）の施行後遅滞なく」とする。

附 則（令和6年規則第2号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第16条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

議 長 様

（ふりがな）

氏名

住所又は居所

〒 Tel ()

日野町江府町日南町衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年日野町江府町日南町衛生施設組合条例第3号）第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

- 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

＜実施の方法＞ ☐ 閲覧 ☐ 写しの送付

☐ その他（ ）

＜実施の希望日＞ 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

様式第2号（第16条関係）

文 書 番 号

年 月 日

保有個人情報開示決定通知書

（開示請求者） 様

議 長 名

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、日野町江府町日南町衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年日野町江府町日南町衛生施設組合条例第3号）第23条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日野町江府町日南町衛生施設組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、日野町江府町日南町衛生施設組合議会議長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

様式第3号（第16条関係）

文 書 番 号

年 月 日

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

（開示請求者） 様

議 長 名

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、日野町江府町日南町衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年日野町江府町日南町衛生施設組合条例第3号）第23条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示をしないことと した理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日野町江府町日南町衛生施設組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、日野町江府町日南町衛生施設組合議会議長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第4号（第16条関係）

文 書 番 号
年 月 日

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

（開示請求者） 様

議 長 名

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、日野町江府町日南町衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年日野町江府町日南町衛生施設組合条例第3号）第24条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

様式第5号（第16条関係）

文 書 番 号
年 月 日

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

（開示請求者） 様

議 長 名

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、日野町江府町日南町衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年日野町江府町日南町衛生施設組合条例第3号）第25条第1項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第25条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

様式第6号（第16条関係）

文 書 番 号

年 月 日

第三者意見照会書

（第三者利害関係人） 様

議 長 名

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、日野町江府町日南町衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年日野町江府町日南町衛生施設組合条例第3号）第17条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第26条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（日野町江府町日南町衛生施設組合議会事務局） （連絡先）
意見書の提出期限	年 月 日

様式第7号（第16条関係）

文 書 番 号

年 月 日

第三者意見照会書

（第三者利害関係人） 様

議 長 名

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、日野町江府町日南町衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年日野町江府町日南町衛生施設組合条例第3号）第17条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第26条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第26条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 ☐ 第1号、 ☐ 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(日野町江府町日南町衛生施設組合議会事務局) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

様式第8号（第16条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

議 長 様

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	☐保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

様式第9号（第16条関係）

文 書 番 号
年 月 日

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

（反対意見書を提出した第三者） 様

議 長 名

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、日野町江府町日南町衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年日野町江府町日南町衛生施設組合条例第3号）第26条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日野町江府町日南町衛生施設組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、日野町江府町日南町衛生施設組合議会議長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第10号（第16条関係）

保有個人情報開示の実施方法等申出書

年 月 日

議 長 様

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL （ _____ ）

日野町江府町日南町衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年日野町江府町日南町衛生施設組合条例第3号）第27条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	実 施 の 方 法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部（ ）
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部（ ）
	(3) その他 （ ）	① 全部 ② 一部（ ）

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無

〔 有
無 〕

様式第11号（第16条関係）

特定個人情報の開示に要する費用の減免申請書

年 月 日

議長 様

請求者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

電話

日野町江府町日南町衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年日野町江府町日南町衛生施設組合条例第3号）第29条第3項の規定により、次のとおり自己の特定個人情報の開示に要する費用の減免を申請します。

開示決定の内容	
減免を求める理由	

備考 減免を求める事実を証明する書類を添付してください。

[illegible]

様式第13号（第16条関係）

文 書 番 号

年 月 日

保有個人情報訂正決定通知書

（訂正請求者） 様

議 長 名

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、日野町江府町日南町衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年日野町江府町日南町衛生施設組合条例第3号）第33条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日野町江府町日南町衛生施設組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、日野町江府町日南町衛生施設組合議会議長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第14号（第16条関係）

文 書 番 号
年 月 日

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

（訂正請求者）様

議 長 名

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、日野町江府町日南町衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年日野町江府町日南町衛生施設組合条例第3号）第33条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日野町江府町日南町衛生施設組合議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、日野町江府町日南町衛生施設組合議長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第15号（第16条関係）

文 書 番 号

年 月 日

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

（訂正請求者） 様

議 長 名

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、日野町江府町日南町衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年日野町江府町日南町衛生施設組合条例第3号）第34条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

様式第16号（第16条関係）

文 書 番 号

年 月 日

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

（訂正請求者） 様

議 長 名

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、日野町江府町日南町衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年日野町江府町日南町衛生施設組合条例第3号）第35条第1項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第35条第1項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

様式第17号（第16条関係）

文 書 番 号
年 月 日

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

（管理者等）様

議 長 名

（管理者等）に提供している次の保有個人情報については、日野町江府町日南町衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年日野町江府町日南町衛生施設組合条例第3号）第32条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第36条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

様式第19号（第16条関係）

文 書 番 号

年 月 日

保有個人情報利用停止決定通知書

（利用停止請求者） 様

議 長 名

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、日野町江府町日南町衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年日野町江府町日南町衛生施設組合条例第3号）第40条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	（利用停止決定の内容） （利用停止の理由）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日野町江府町日南町衛生施設組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、日野町江府町日南町衛生施設組合議会議長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第20号（第16条関係）

文 書 番 号

年 月 日

保有個人情報利用停止をしない旨の決定通知書

（利用停止請求者） 様

議 長 名

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、日野町江府町日南町衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年日野町江府町日南町衛生施設組合条例第3号）第40条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記とおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日野町江府町日南町衛生施設組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、日野町江府町日南町衛生施設組合議会議長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第21号（第16条関係）

文 書 番 号

年 月 日

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

（利用停止請求者）様

議 長 名

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、日野町江府町日南町衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年日野町江府町日南町衛生施設組合条例第3号）第41条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

様式第 22 号（第 16 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

（利用停止請求者） 様

議 長 名

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、日野町江府町日南町衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年日野町江府町日南町衛生施設組合条例第 3 号）第 42 条第 1 項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 42 条第 1 項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

様式第23号（第16条関係）

文 書 番 号
年 月 日

諮問をした旨の通知書（審査請求人等）

（審査請求人等） 様

議 長 名

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり鳥取県情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、日野町江府町日南町衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年日野町江府町日南町衛生施設組合条例第3号）第44条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る開示 決定等〔訂正決定等、 利用停止決定等〕	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・諮問 号

（注1）「審査請求に係る開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕」の欄については、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の日付・記号番号、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕をした者、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の種類（開示決定、不開示決定等）を記載する。

（注2）「諮問日・諮問番号」の欄は、鳥取県情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。